

令和 8 年 第 5 回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	令和 8 年 5 月 2 1 日 (木)	開会 午後 2 時 4 0 分	閉会 午後 3 時 1 7 分
2 招 集 場 所	本庁舎 3 0 6 会議室		
3 出席委員等	教育長	熊野 充利	教育長職務代理者
	委 員	佐 藤 寛	委 員
	委 員	早坂 正年	委 員
4 欠 席 委 員	なし		
5 傍 聴 者	なし		
6 事務局職員 出席者	教育部長	伊藤 文子	教育部参事
	教育総務課長兼室長	大石 淳	学校教育課長
	参事兼生涯学習課長兼 室長兼館長	中川 早苗	文化財課課長
	地域交流センター長	佐々木 法由	図書館館長
	学校教育課 副参事	千葉 弘昭	
7 書 記	教育総務課 課長補佐	中嶋 慎太郎	教育総務課 主幹兼係長
8 議 事	議 事 議案第 22 号 大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱について 議案第 23 号 大崎市教育支援委員会委員の委嘱について 議案第 24 号 大崎市奨学資金貸与事業運営委員の委嘱について 議案第 25 号 大崎市社会教育委員の委嘱について 議案第 26 号 大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱について 議案第 27 号 大崎市文化財保護委員会委員の委嘱について 議案第 28 号 図書館協議会委員の委嘱について 議案第 29 号 大崎市実費徴収に係る補足給付費給付事業実施要綱の一部を改正する告示 議案第 30 号 大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則 議案第 31 号 旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務公募型プロポーザル 審査委員会設置規則 報告事項 (1) 大崎市地域クラブ活動ガイドラインについて		

1	開会	教 育 長	ただいまから令和８年 第５回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。 出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。
2	会議録承認	教 育 長	はじめに、令和８年 第４回定例会会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
		教 育 長	ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。
3	会議録署名 委員指名	教 育 長	次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。 伊藤委員、お願いいたします。
4	傍聴者	教 育 長	本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。
5	教育長職務 代理者の指 名	教 育 長	本日の会議に先立ちまして、委員の皆様にご報告をいたします。青沼陽一教育長職務代理者につきましては、来る５月２９日をもって任期が満了となります。平成３０年の就任から８年の長きにわたり、大崎市の教育を支えてくださいましたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。 このたびの任期満了に伴いまして、５月３０日よりあらたに教育長職務代理者となる方を指名する必要がありますので、詳細につきまして、教育総務課長より説明願います。
		教育総務課長	教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う」とことと規定されており、事務に支障をきたすことが無いよう、教育長が委員の中より職務代理者を指名することとされております。 また、教育長職務代理者が具体的な事務の執行を行うことが困難である場合には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第４項及び大崎市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則に基づき、その職務を教育部長へ委任することが可能であります。 次に、教育長職務代理者の任期についてでございますが、特に定めがないことから、教育長が新たに職務代理者を指名するまでの期間が任期となります。
		教 育 長	教育長職務代理者につきましては、教育長が指名す

		ることとされておりますので、私から指名させていただきます。 教育長職務代理者として、堀智恵子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
6 席次番号の指定について	教 育 長 教育総務課長 教 育 長 教 育 長	次に、席次番号の指定について、教育総務課長、説明願います。 教育委員会の席次については、1 番に教育長、2 番に教育長職務代理者となる堀委員となります。 3 番から 5 番までについては、慣例により在任期間の長い順ということになっておりますので、3 番佐藤委員、4 番早坂委員、5 番伊藤委員となります。 よろしくお願いいたします。 ただいまの件につきまして、慣例により席次を指定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認め、5 月 3 0 日からの席次を指定いたします。 どうぞよろしくお願いいたします。
7 教育長報告	教 育 長	続いて、私から教育長報告をさせていただきます。 五月晴れの空が広がる一方で、夏を思わせるような暑い日もありましたが、5 月 1 6 日には市内小学校 5 校において運動会が行われ、保護者や地域の皆様に温かく見守られながら、各校の工夫を凝らした運動会が無事に終了しました。委員の皆様にもお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。今週 2 3 日にも、5 校において運動会が開かれる予定となっておりますので、引き続き暖かいご声援をよろしくお願いいたします。 また、中学校と義務教育学校後期課程の修学旅行についてですが、4 月に 1 校、5 月に 9 校が無事に実施することができました。 今月末の 5 月 3 0 日、3 1 日の 2 日間には、大崎地区中学校総合体育大会が開催される予定であります。生徒達はこの日に向けて、練習にも熱が入ってきております。各種スポーツにおいて生徒たちが持てる力を十分に発揮し、大いに活躍してくれることを期待しているところであります。 次に、祥雲閣の自主文化事業について、ご報告申し上げます。5 月 2 日、3 日の二日間、大崎市祥雲閣を会

		場に「端午の節句 こどもの日を祝おう」を開催し、両日合わせておよそ１００名の方々にご来館いただきました。 鯉のぼりづくりや手織り体験に参加された皆さんは夢中になって創作活動に取り組み、季節の行事を身近に感じられる場となりました。 次に、指定文化財への支援についてご報告いたします。公益財団法人「東日本鉄道文化財団」の本年度の地方文化事業支援に、市指定無形民俗文化財「金津流松山獅子躍」の保存・伝承事業が選ばれ、４月３０日にその承認書の贈呈式が松山公民館で行われました。 保存・伝承事業は、財団からの５０万円の資金援助をもとに、獅子躍の衣装や用具を新調していくこととしております。 次に、５月５日に旧有備館および庭園で開催しました「子ども甲冑試着体験」では、小学生以下を対象に伊達政宗の甲冑を模した、子ども用甲冑の試着体験を実施いたしました。計２５名の子どもたちが試着体験に参加し、賑わいを見せました。 最後に、寄附採納についてご報告いたします。 この度、大崎市古川在住の 中本 ヨシミ 様より、祥雲閣の備品として、茶道具一式 ２５点の寄贈をいただきました。 寄贈いただきました茶道具につきましては、祥雲閣で開催される茶会等の際に、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。 以上で教育長報告を終わります。
	教 育 長	ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんか。
	教 育 長	(なしの声) それでは質疑がないものと認め、教育長報告につきましては以上とさせていただきます。
8 議事	教 育 長	続きまして議事に入ります。 初めに、日程第１ 議案第２２号「大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。 教育総務課長、説明願います。
	教育総務課長	議案第２２号「大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱」についてご説明申し上げます。 大崎市学校給食運営審議会委員は、令和６年１０月１日から令和８年９月３０日までの２年を任期とし

		て、１５名を委嘱しております。 今般、PTA連合会が推薦母体となっている委員のうち３名が役員交代等により異動になったことから、その後任委員の委嘱について、お諮りするものです。後任委員の任期は、令和８年６月１日から令和８年９月３０日まで、前任委員の残任期間となります。 ご審議のうえ、承認くださいますようよろしくお願いいたします。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。
	教 育 長	(なしの声) 質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
	教 育 長	次に、日程第２ 議案第２３号「大崎市教育支援委員会委員の委嘱」について、及び日程第３ 議案第２４号「大崎市奨学資金貸与事業運営委員の委嘱」について、一括で行います。 学校教育課長、説明願います。
	学校教育課長	議案第２３号「大崎市教育支援委員会委員の委嘱」についてご説明申し上げます。議案書の２ページ、３ページをご覧ください。 本委員につきましては、令和８年５月３１日で任期満了となりますことから、「大崎市教育支援委員会条例」第２条の規定に基づき、委員２１名を委嘱するものでございます。 また、任期につきましては、同条例第３条の規定により２年とし、期間は令和８年６月１日から令和１０年５月３１日までとするものです。 つづきまして、議案第２４号「大崎市奨学資金貸与事業運営委員会委員の委嘱」についてご説明申し上げます。議案書４ページをご覧ください。 本運営委員につきましては、令和８年５月３１日で任期満了となりますことから、「大崎市奨学資金貸与事業に関する条例」第６条の規定に基づき、委員９名を委嘱するものでございます。 また、任期につきましては、同条例第７条の規定により１年とし、期間は令和８年６月１日から令和９年５月３１日までとするものです。 以上、議案第２３号、議案第２４号の提案説明とい

		たします。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。
	教 育 長	(なしの声) 質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
	教 育 長	次に、日程第４ 議案第２５号「大崎市社会教育委員の委嘱」について、及び日程第５ 議案第２６号「大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱」について、一括で行います。 生涯学習課長、説明願います。
	生涯学習課長	議案書は５ページから８ページになります。まず議案第２５号「大崎市社会教育委員の委嘱」についてご説明申し上げます。現在委嘱させていただいております委員の任期につきましては、令和８年５月３１日をもって満了となりますことから、大崎市社会教育委員設置に関する条例第２条第２項の規定に基づき、新たに佐藤豊様以下１５人の方に委員を委嘱するものであります。委員の任期は同条例第３条の規定により、令和８年６月１日から令和１０年５月３１日までの２ヶ年となります。つぎに、議案第２６号「大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱」についてご説明申し上げます。現在委嘱させていただいております委員の任期は、令和８年５月３１日をもちまして満了となりますことから、大崎市青少年センター条例第５条第３項の規定に基づき、新たに廣谷玲様以下、１５人の方に委員を委嘱するものであります。委員の任期は、同条例第４項の規定により、令和８年６月１日から令和１０年５月３１日までの２年となります。 以上、ご提案申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。
	教 育 長	(なしの声) 質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

教 育 長	次に、日程第6 議案第27号「大崎市文化財保護委員会委員の委嘱について」を議題といたします。 文化財課長、説明願います。
文化財課長	議案第27号「大崎市文化財保護委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書の9ページをご覧ください。 「大崎市文化財保護委員会規則」第4条第1項の規定に基づき、委嘱しております本委員につきまして、校長会からの推薦者である前任の新田委員の転任により、新たに校長会から推薦のあった三本木中学校校長の伊藤重和先生を委員として委嘱するものでございます。 なお、任期につきましては、同条第2項の規定により、前任者の残任期間となる令和8年4月1日から令和8年6月30日までとなります。 以上、議案27号の提案説明といたします。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。
教 育 長	(なしの声) 質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
教 育 長	次に、日程第7 議案第28号「図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。 図書館長、説明願います。
図書館長	議案第28号「大崎市図書館協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。10ページをご覧ください。 現在の委員11名につきましては、令和8年5月31日をもって任期が満了となりますことから、次期委員の委嘱について、お諮りするものであります。 委員11名のうち、2名については校長会からの選出、3名につきましては、議案に記載しております各団体からの推薦を受け選任し、学識経験者として委嘱している3名については、これまでの経験と実績を考慮し、選任するものです。任期につきましては、令和8年6月1日から令和10年5月31日までとなります。

		そのほか、3名の委員につきましては、推薦を依頼しております団体「社会教育委員」「大崎市PTA連合会」「大崎市文化協会」からの選出を予定しておりますが、役員会等で承認された後の推薦となることから、本日は、11名のうち8名の委員の委嘱についてお諮りするものです。 よろしくご審議のうえ、承認いただきますようお願いいたします。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。 (なしの声)
	教 育 長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
	教 育 長	次に、日程第8 議案第29号「大崎市実費徴収に係る補足給付費給付事業実施要綱の一部を改正する告示」、及び日程第9 議案第30号「大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則」を一括して行います。 学校教育課長、説明願います。
	学校教育課長	議案第29号「大崎市実費徴収に係る補足給付費給付事業実施要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。議案書の11ページ、議案資料は6ページをご覧ください。 私立幼稚園で提供する給食に係る副食費相当額の実費徴収に係る補足給付費について、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正に伴い、給食費に係る交付金の上限が引き上げられたことから、本市においても1食当たりの上限額を現行の245円から255円に引き上げ、1月当たりの上限額を現行の4,900円から5,100円に引き上げるものです。 なお、この告示につきましては、ご承認いただければ、令和8年5月25日から施行し、令和8年4月1日から適用となりますことを申し添えます。 つづきまして、議案第30号「大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。 議案資料は13ページ、例規類制定概要書及び関連資料は資料の7ページをご覧ください。 経済的理由によって修学困難な児童生徒又は入学予

		定者の保護者に対し、市が行う就学援助について、国の「令和８年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価」の一部改正を受け、本市においても新入学児童・生徒学用品費等の支給額を小学校は５７，０６０円から６４，３００円に引き上げ、中学校は６３，０００円から８１，０００円に引き上げるものです。 なお、このことにつきましては、ご承認いただければ、令和８年６月１日から施行し、令和８年度以降の就学援助から適用となりますことを申し添えます。 以上、議案第２９号、議案第３０号の提案説明といたします。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。 （なしの声）
	教 育 長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
	教 育 長	次に、日程第１０ 議案第３１号「旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会設置規則」を議題といたします。 文化財課長、説明願います。
	文化財課長	議案第３１号、「旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会設置規則」の制定について、ご説明いたします。議案書の１４ページから１６ページをご覧ください。 本規則は、旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務委託を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式による審査を公正かつ客観的に行い、業務の目的達成に必要な専門性及び実績等を有する事業者を選定するため、「旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会設置規則」を設置するものであります。 以上、議案３１号の提案説明といたします。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。 （なしの声）
	教 育 長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、

		原案のとおり決定いたします。
9 報告事項	教 育 長	次に、報告事項に入ります。 「大崎市地域クラブ活動ガイドラインについて」についての報告をお願いします。 生涯学習課長、報告をお願いいたします。
	生涯学習課長	「大崎市地域クラブ活動ガイドラインの作成状況について」 ご報告いたします。 令和8年第3回教育委員会協議会において、「大崎市地域クラブ活動ガイドライン（案）」の作成についてご説明しましたが、国のガイドラインを受け、令和8年4月改定予定である県のガイドライン「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」と整合性を図った上で公表することとし、準備を進めてまいりました。4月末に県のガイドラインの改定版が示され、その中で、新たに地域クラブ活動に関する認定制度が提唱されたことから、本市のガイドラインにもその項目を新たに追加しました。本市では、地域クラブ活動に関する認定制度は導入しておりませんが、中体連との関わりもあるため、国や県の動向を注視しながら、制度設計について慎重に検討を進める必要があると考えております。 現在、今回お示しした最終案について、文言修正や掲載資料の選定等、最終確認を行っており、6月に学校及び関係機関等への配付及び公表を行う予定であります。以上報告とさせていただきます。
	教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。
	早坂委員	今回最終案ということですが、保護者等から意見聴取した上で最終的に決定ということなのか、それともこれが最終という形なのか、公開した後の動きをお聞かせください。
	生涯学習課長	こちらのガイドラインにつきましては、国の指針と県の指針との整合性を図りながら、地域クラブ活動はどういうものなのか、指導者がどのようなスタンスで、地域のクラブに携わったらいのかなど、様々な観点から、大崎市としての指針となるものをお示しをして、保護者や地域の方々、各種団体の方々にも、このガイドラインをもとに進めていっていただきたいと考えて

	早坂委員	おります。 活動する上で課題も出てくるかと思いますが、もちろんそういった意見を取り入れて参りたいと考えておりますが、ガイドライン自体に盛り込むというようなことは想定しているところではございませんのでよろしくお願いいたします。 最終案というか、決定という形でお出しするということでしょうか。
	生涯学習課長	そうですね、国の指針、県の指針との整合性を図りつつ、国のガイドラインにある認定制度については、市のガイドラインに組み込みつつも、実施していないなど、大崎市としての特徴的な部分もございます。今後、県内の状況を参考にしながら議論を重ねていく考えでおりますが、今回につきましては、ご報告申し上げた最終案を決定としてお示しする形となります。よろしくお願いいたします。
	教 育 長	認定制度というのも、研修の義務など様々な縛りもありまして、なかなか難しいところもあります。大崎市としては、今のところは、そこまで踏み込まないでやってみようというところがございます。
	教 育 長	他に質疑がないようですので、この件につきましては、以上とさせていただきます。もし何かまた、お気づきのことがあれば、生涯学習課まで問い合わせをお願いしたいと思います。
	教 育 長	本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。
	早坂委員	近いので気になったのですが、クマが東大崎、西大崎に出没したと毎日通知が来ている状態で、ニュースを見ますと、仙台など、強制駆除を行っている市町村があるようですが、東大崎、西大崎のクマは強制駆除まではいかないという状況なのでしょうか。
	教 育 長	クマの対応ですけれども、先日、東大崎で大崎市初の駆除がありました。 詳細につきましては、教育部長より説明いたします。
	教育部長	クマの対応についてでございますが、早坂委員のお

		っしやったように、報道等、色々なニュースをお聞きになっていると思います。昨日はタケノコ採りに入った女性がクマに遭遇して、のこぎりを振り回して追い払ったものの、その女性は骨折をしてしまいました。 一昨日、東大崎に出たクマが緊急銃猟の対象になりまして、国道４７号線を封鎖して、緊急銃猟対応いたしました。 本日、１０時半に大崎市は、有害鳥獣対策協議会を開きまして、今後の対応について産業経済部が中心となり、市長、副市長、県、猟友会などとの協議を行ったところでございます。その結果の報告はまだないのですが、ただ、開催するにあたって我々にあった情報としては、昨年との違いとして、まだ緊急事態宣言を宣言するには至るフェーズではないということ。 ただ、やはり地域の安全を守るというところで、LINEによるクマ出没アラートであったり、その見守りなどを行っている状況でございます。 追加でお配りしました資料をご覧ください。「クマの出没に対する児童生徒等の安全確保について（通知）」という資料でございます。 ５月２０日付で、学校教育課長名で各学校に通知いたしました。５月１５日に文化省と環境省が発出した「クマの出没に対する児童生徒等の安全確保」という通知が、県を通じてありましたので、昨日、大崎市教育委員会としても発出いたしました。 内容としては、「通学路の点検など、安全対策の実施、危険管理マニュアルを再点検するように」ということでございます。これにつきましては、４月１５日に開催されました教頭会において、大崎市教育委員会で作成しました「クマ出没対応マニュアル」を再発出しておりまして、各学校で在校時、下校時などにおいて、緊急対応が必要なのか、そうではないのかという部分をまずはマニュアルで確認していただく。必要に応じてスクールバス対応など検討するということでございます。 既に昨年、鳴子小中学校に対しまして、スクールバス対応をいたしました。目撃が多かった岩出山においても、スクールバス対応をする際には「どういうルートがいいのか」、「どの部分の停留所がいいのか」という部分を、既に小学校と協議をスタートしておりますので、緊急事態宣言があった際にはすぐ対応できるように、業者とともにバスの停留所なり、ルートの部
--	--	---

		分については確認しているところでございます。あわせて、学校のこれからの校外活動、遠足などありますけれども、この部分についてもマニュアルなどを確認しながら、また地域との連携をとりながら、安全を確保しながら校外活動を実施していくこととしております。昨年、県の予算をいただきまして、クマよけの鈴や爆竹などを準備し、学校に十分な程、お渡ししております。 その部分については本年度、学校からの配備の要望というのはまだございませんが、今後、要望があった際には、市として対応できるように、産業経済部に要望しているところでございます。以上でございます。 他にございませんか。 (なしの声)
10 閉会	教 育 長	ないようですので、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。
この会議録の作成者は次のとおりである。 教育総務課 総務担当 主幹兼係長 本間 陽子 上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。 令和 年 月 日 教 育 長 _____ 署名委員 _____		